

建築士法第 23 条の 6 の規定による設計等の業務に関する報告書（年次報告書）の提出について

建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに業務報告書を作成し、事業年度経過後 3 カ月以内に、県庁建築指導課へ提出してください。（当該事業年度に業務実績がない場合であっても報告が必要になります。）
なお、提出された業務報告書は、県庁建築指導課において一般の閲覧に供します。

1 提出書類 「建築士法第 23 条の 6 に規定による設計等の業務に関する報告書」

様式	記入に際しての注意事項
第一面	・ 建築士事務所の開設者が法人である場合は、法人の代表者の氏名も併せて記載願います。
第二面 事務所の業務実績	・ 当事業年度における直近のものから順次記入して下さい。 ・ <u>当該事業年度に実績がない場合は、「実績なし」と記入して下さい。</u>
第三面 所属建築士名簿	・ 管理建築士の方は建築士資格の下に管理建築士である旨を記入して下さい。 ・ 所属建築士の方は定期講習の受講対象になりますので直近の受講日を記入して下さい。
第四面 所属建築士の業務実績	・ 所属建築士ごとにまとめて記載して下さい。 ・ <u>管理建築士以外に所属建築士がいない場合は「第二面と同じ」と記載してもかまいません。</u>
第五面 管理建築士の意見の概要	・ 意見がないような場合は、「特になし」と記入して下さい。

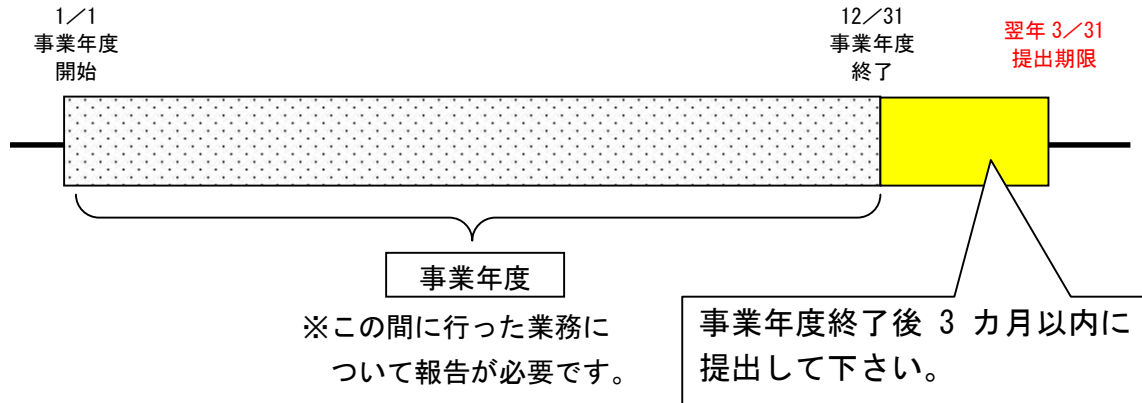
※様式等がダウンロードできますのでご活用ください。

様式 [\(Word形式\)](#)

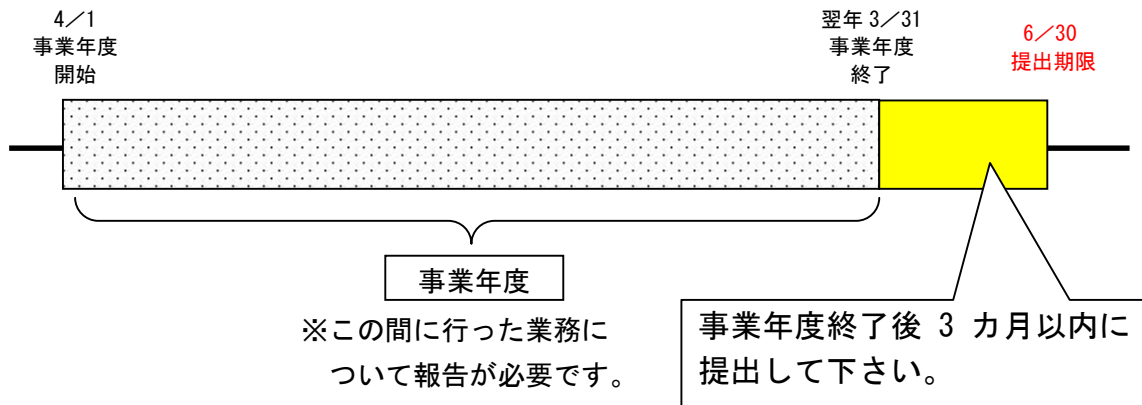
記入例 [\(PDF形式\)](#)

- 2 提出期限** 毎事業年度終了後 3 カ月以内（個人事務所は、3 月末までに報告をお願いします。）
- 3 提出部数** 1 部（控えが必要な場合は 2 部作成して下さい。）
- 4 提出方法** 持参または郵送（控えが必要な場合には、切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。）
- 5 提出先** 〒310-8555 水戸市笠原町 9 7 8-6
茨城県土木部都市局建築指導課 監察・免許担当
- 6 受付時間** 月曜から金曜（ただし、祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除きます。）
- 7 備考** 提出時期は、各事務所の事業年度により異なりますので、次を参考にしてください。
（個人事務所の事業年度は、暦年（1 月 1 日～12 月 31 日）となります。）

個人事務所の場合



法人事務所の場合
(4/1 事業年度開始の場合)



【問合せ先】

茨城県土木部都市局建築指導課 監察・免許担当

所在地：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

TEL：029-301-4722

FAX：029-301-4739